

募集

食生活改善推進員養成講座

市では、食生活改善推進員を養成します。講座を受講し、健康づくりのボランティアとして楽しく活動しませんか。

とき ①9月6日(水)／②9月26日(火)／③10月11日(水)／④10月23日(月)／⑤11月6日(月)の午前10時～午後3時※①のみ午後0時30分終了

ところ 保健福祉センター3階研修室・調理実習室

内容 調理実習を通した健康づくりの推進など

対象 全日程に参加可能で、推進員として活動できる人

参加費 無料

申込期限 8月25日(金)

申し込み・問い合わせ 健康課保健係(保健福祉センター内)

内線70202へ

温泉でゆっくりしませんかひとり暮らし高齢者保養事業を実施します

70歳以上のひとり暮らしの人を対象に、孤独感を和らげ、心

身の健康増進を図ることを目的として実施します。ぜひ、気軽にご参加ください。

とき 9月26日(火)、27日(水)の1泊2日

ところ 老神温泉

対象 市内在住で、満70歳以上(8月1日現在)のひとり暮らしをしている所得税非課税世帯の人

※白沢・利根町の人を除く(白沢・利根町の人は別に募集します)

定員 140人(超えた場合抽選)

参加費 2000円(当口集金)

申し込み 8月14日(月)までに、各町老人クラブ会長、または民生委員へ

問いかわせ 高齢福祉課高齢福祉係(東原庁舎内)内線777

平成29年度 群馬県計量啓発標語

県民の皆さんに正確な計量への意識を高めていただくため、計量啓発標語を募集しています。

テーマ 正しい計量の大切さを呼び掛ける作品、または適正な計量器が使用・流通させる

とき 9月15日(火)

問いかわせ 高齢福祉課高齢福祉係(東原庁舎内)内線777

平成29年度 群馬県計量検定所

各町老人クラブ会長、または民生委員へ

ことを促す作品

表彰 入選2点(図書カード2千円分を贈呈)

応募資格 県内に在住する人

※1人2作品まで応募可

月31日(木)までに、郵送(〒379-2152前橋市下大島町81-13)またはファックス(027-263-3142)で

群馬県計量検定所へ

※応募用紙は群馬県計量検定所ホームページ(<http://www.prif.gunma.jp/07/z5000001.html>)からダウンロードしてください

問いかわせ 群馬県計量検定所 027-263-2436へ

姉妹都市連携 静岡県下田市のすがたビッグシャワーコンサート2017



「夏は終わらない！」海洋浴の祭典

海洋浴とは、海辺で陽の光を浴びる大気浴や水の中での波浪浴など海の恵みを活用する健康づくり法のこと、下田は海洋浴の郷です。

期間中はノルディックウォーキング、キッズサーフィン、ビーチヨガ、シーカヤックなどの体験や、浜辺の花火大会や大露店市など、夏を締めくくる内容たくさんイベントとなっています。

とき 9月9日(土)～10日(日)
ところ 吉佐実大浜海水浴場
問い合わせ 下田市観光協会 0558-1531へ

農業委員会からのお知らせ

問い合わせ 農業委員会 内線3240

①農地利用状況調査を実施します
農業委員会では、農地法の規定に基づき、8月から9月に市内全域の農地について、農地利用状況調査を実施します。適休農地の把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止などについて取り組むための調査です。調査の際には、農地の中に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

②農地の適正な管理をお願いします
農地は、一度耕作をやめて数年たてば原形が分からなくなるほど荒れてしまい、耕作できる状態に戻すには大変な労力と費用がかかります。また、雑草木が生い茂り病害虫の温床となり、近隣農地の農業振興や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすなど大変迷惑が掛かりますので、草刈りや耕起など農地な適正な管理をお願いします。

③農地法の手続きについて
農地法とは、農地とその耕作者の権利保護や食糧の安定供給を目的に、農地を農地以外のものにすることを規制して農地の効率的な利用を図るために法律です。

農地の権利移転や農地を農地以外(宅地など)の用途に使用するためには法律に基づいた手続きが必要です。手続きをせずに行った場合は法律で罰せられます。

農地法の手続きには、いろいろな要件が関わってくるため、事前に農業委員会事務局、または地元の農業委員にご相談ください。

■許可の解説
第3条許可 農地を農地として使用するために、権利設定や移転を行いうとき
自分の農地を自分で農地以外に使用するとき
農地の所有者以外の人が農地以外に使用するために権利設定や移転を行いうとき

第4条許可 第5条許可

農地を農地として使用するために、権利設定や移転を行いうとき
自分の農地を自分で農地以外に使用するとき
農地の所有者以外の人が農地以外に使用するために権利設定や移転を行いうとき

農業委員会からのお知らせ

問い合わせ 農業委員会 内線3240

①農地利用状況調査を実施します
農業委員会では、農地法の規定に基づき、8月から9月に市内全域の農地について、農地利用状況調査を実施します。適休農地の把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止などについて取り組むための調査です。調査の際には、農地の中に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

②農地の適正な管理をお願いします
農地は、一度耕作をやめて数年たてば原形が分からなくなるほど荒れてしまい、耕作できる状態に戻すには大変な労力と費用がかかります。また、雑草木が生い茂り病害虫の温床となり、近隣農地の農業振興や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすなど大変迷惑が掛かりますので、草刈りや耕起など農地な適正な管理をお願いします。

③農地法の手続きについて
農地法とは、農地とその耕作者の権利保護や食糧の安定供給を目的に、農地を農地以外のものにすることを規制して農地の効率的な利用を図るために法律です。

農地の権利移転や農地を農地以外(宅地など)の用途に使用するためには法律に基づいた手続きが必要です。手続きをせずに行った場合は法律で罰せられます。

農地法の手続きには、いろいろな要件が関わってくるため、事前に農業委員会事務局、または地元の農業委員にご相談ください。

■許可の解説
第3条許可 農地を農地として使用するために、権利設定や移転を行いうとき
自分の農地を自分で農地以外に使用するとき
農地の所有者以外の人が農地以外に使用するために権利設定や移転を行いうとき

第4条許可 第5条許可

農地を農地として使用するために、権利設定や移転を行いうとき
自分の農地を自分で農地以外に使用するとき
農地の所有者以外の人が農地以外に使用するために権利設定や移転を行いうとき

農地を農地として使用するために、権利設定や移転を行いうとき
自分の農地を自分で農地以外に使用するとき
農地の所有者以外の人が農地以外に使用するために権利設定や移